



【特許制度の概要】

「発明」と「特許」

* 米国旧特許庁の玄関には、元大統領リンカーンの「特許制度は、天才の火に利益という油を注いだ」
(The patent system added the fuel of interest to the fire of genius)
が刻まれています。

1

特許制度の目的



(目的)

第1条 この法律は、**発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与すること**を目的とする。

特許は、発明をオープンにすることが前提



**発明の保護
(権利者)**

(一定期間独占権の付与)
特許発明(特許権)の権利範囲を公開することにより、第三者による権利侵害を未然に防止

公開された発明の内容について同一の技術内容の後願を排除

**発明の利用
(第三者)**

公開された発明をもとに、改良技術の開発促進(改良発明の誘発、新たな発明の機会)や特許発明等の利用の普及に貢献

2

特許法上の「発明」とは

第2条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

■ 自然法則を利用しているか

- × 自然法則でないもの（人為的取り決め）→ 商売方法、経済法則等
- × 自然法則自体 → エネルギー保存の法則、万有引力の法則



× 勉強方法

■ 技術的思想であるか

- × いわゆる技能 → フォークボールの投げ方、プロレス技
- × 単なる情報の提示 → DB
- × 美的創作物 → 絵画、彫刻



× フォークボール

■ 創作であるか

- 「創作」とは、新しいことを創り出すこと
- × 天然物の単なる発見など（→ ○天然物から人為的に分離した化学物質）

■ 高度であるか

- 従来にない新しい機能を発揮するもので産業上の利用価値があれば可

3

特許になる発明とは(1)

■ 産業として実施できるか = 産業上の利用可能性 = (29条1項柱書)

× 産業として実施できるものに該当しないもの

- ① 人間を手術、治療又は診断する方法（→ ○人間以外、装置）
- ② その発明が業として利用できない発明
 - ・ 個人的のみ利用される発明（喫煙方法等）
 - ・ 学術的、実験的のみ利用される発明
- ③ 實際上、明らかに実施できない発明



■ 新しいかどうか = 新規性 = (29条1項)

「公然」とは、
守秘義務を負わない
人に公にすること

新規性が喪失しているもの

公然と知られた発明

(発表、
テレビ放映)

公然と実施された発明

(販売、製造状況の不特定者見学)

刊行物に記載された発明

(特許公報、論文、CD-ROM、
書籍、インターネット)

4

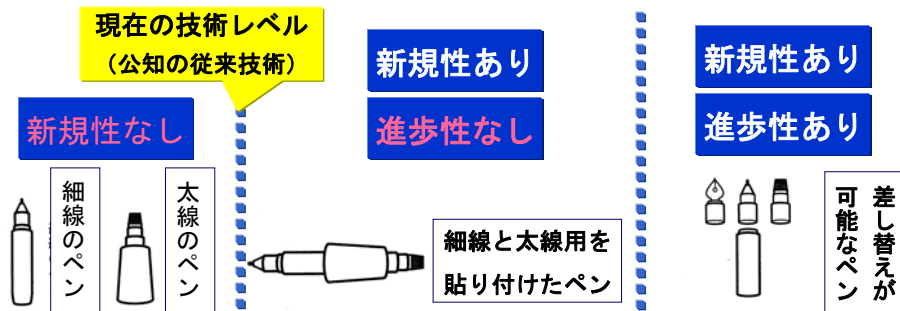
特許になる発明とは(2)

- 容易に考え出すことができないか＝**進歩性**＝ (29条2項)

当業者からみて、その発明に至る考え方の道筋が容易かを判断

- ① 公然と知られた発明や実施された発明を単に寄せ集めただけにすぎない発明
- ② 発明の構成要素の一部を置き換えたにすぎない発明

新規性・進歩性の判断



特許になる発明とは(3)

- 先に出願されていないか＝**先願主義**＝ (39条、29条の2)

先に発明を完成した者でなく、先に特許庁に出願した者に特許

【ダブルパテント排除 (同一人も適用) 39条】

○特許請求の範囲が実質同一の場合は後願を排除

【拡大された先願の地位 (同一人は除く) 29条の2】

○出願公開等された先願の出願当初の明細書、図面に記載された発明と同一の発明は後願を排除

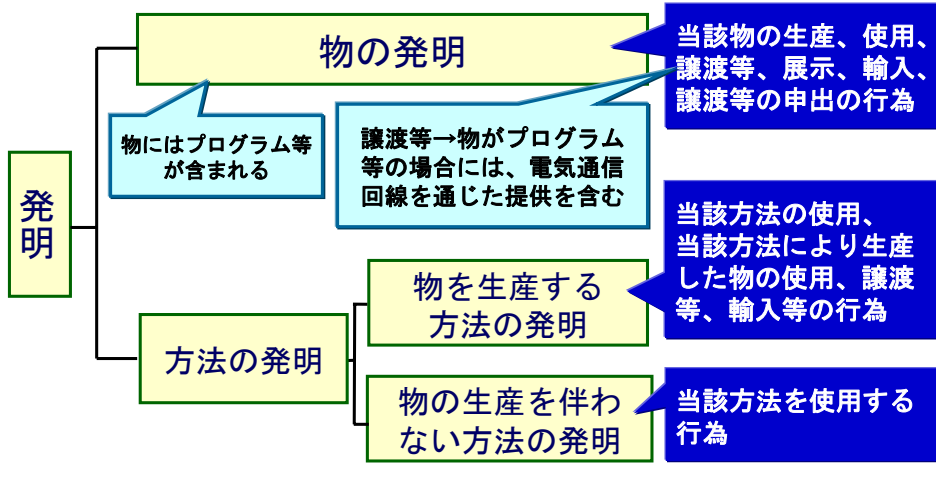
- 公序良俗に反する発明でないか (32条)

- 明細書等の記載は規定どおりか (36条)

- 第三者が実施できる程度に記載されているかどうか
- 権利を求める技術的な範囲が明確か
- 先行技術文献が開示されているか

発明の種類と実施 (2条3項)

- 発明の種類（カテゴリー）によって発明の実施（権利の効力の及ぶ範囲）が異なる



複数発明の出願（発明の単一性）(37条)

複数の発明が、発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、これらを1件の出願にまとめることができる

（基本的な判断類型）

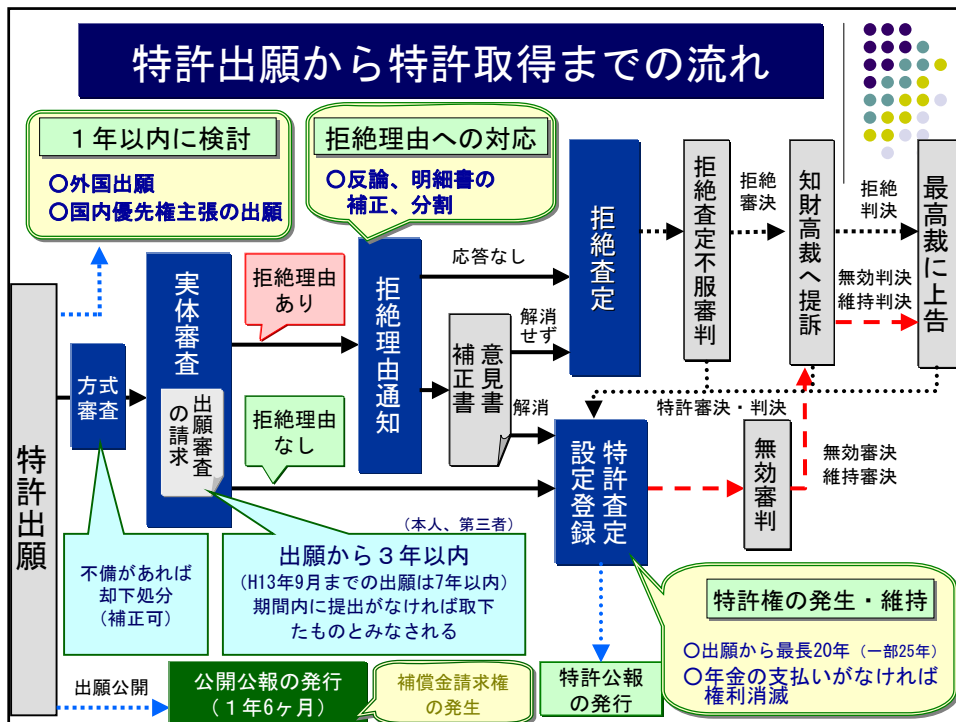
- ① 同一の特別な技術的特徴を有する場合
- ② 対応する特別な技術的特徴を有する場合
- ③ 物とその物を生産する方法
物とその物を生産する機械、器具、装置、その他の物
- ④ 物とその物を使用する方法
物とその物の特定の性質を専ら利用する物
- ⑤ 物とその物を取り扱う方法、物とその物を取り扱う物
- ⑥ 方法と该方法の実施に直接使用する機械、器具、装置、その他の物





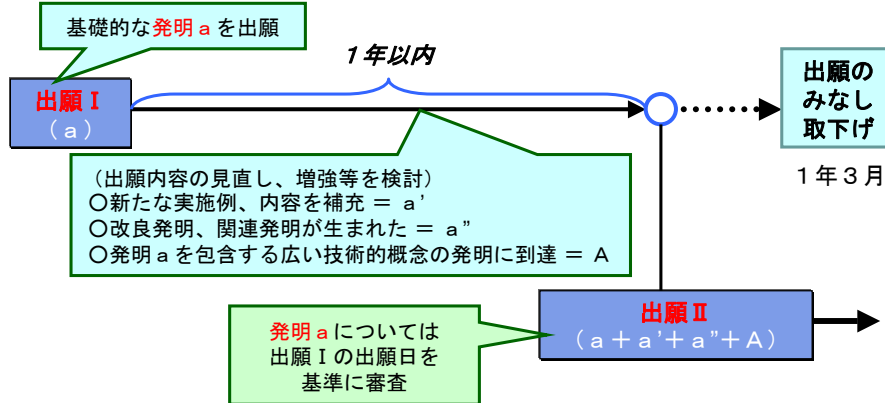
【特許制度の概要】

出願から特許までの手続



国内優先権に基づく出願 (41条)

先の出願 I を基礎に「優先権」を主張しながら、先の出願 I の内容を拡充した新たな出願 II を行うことができる制度 (先の出願から 1 年以内に限る)



■ 元の出願を発展させ権利を拡充＝戦略的な特許取得に有効

(参考＝補正) 新規事項追加の禁止、先の出願との実質的な同一化のおそれ 11

外国での権利取得

- 我が国で権利化しても、外国までは権利の保護が及ばない (属地主義)
- 外国で製造、販売、使用するのであれば、その国においても特許の取得が必要

パリ条約ルート

基礎出願＝日本特許庁

PCTルート

優先権主張をし、

12月以内に外国出願

受理官庁

各国の法令で定められた様式、言語によりそれぞれ出願

米 国

EPO

...

各国の法令にしたがって権利が付与

国際調査報告書・見解書

国際公開 (18月)

予備審査請求

(30月)
各指定国に翻訳文を提出

米 国

EPO

各国の法令にしたがって権利が付与



【実用新案制度の概要】

13

実用新案法の特徴



実用新案の保護対象＝物品の形状、構造又は組合せに係る考案

「物品の形状、構造又は組合せ」に該当しないもの

- ① 方法の категорияである考案、 ② 組成物の考案
- ③ 化学物質の考案
- ④ 一定形状を有さないもの（例、液体バラスト、道路散布用滑り止め粒）
- ⑤ 動物品種、植物品種、 ⑥ コンピュータプログラム自体

無審査制度

早期登録の観点から、方式・基礎的要件の審査のみ行い、新規性・進歩性等の実体審査は行わない無審査制度を採用

実用新案技術評価の請求（12条）

実用新案権の有効性を判断する材料として、特許庁審査官が出願された考案の新規性、進歩性などに関する評価を行い、請求人に通知

実用新案権の行使（29条の2）

実用新案権は、実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければ、行使することができない

14

特許と実用新案の違い

	特 許	実用新案
保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の考案に限定
実体審査	審査官が審査	無審査
権利の存続期間	出願から20年	出願から10年
権利になるまで	審査請求から平均26月	出願から3~6月
費用 (登録から3年分)	約20万円	約2万円
権利行使	排他的権利	技術評価書を提示して警告した後でなければできない
出願件数	年間約40万件	年間約1万件

○早期登録制度の採用
○紛争解決は当事者間の判断
○権利行使は当事者責任で

特許出願手数料

出 願 15,000円
審査請求168,600円+(4,000円×請求項数)
登 録 2,300円+(200円×請求項数)/年(1~3年まで)

実用新案出願手数料

出 願 14,000円
登 録 2,100円+(100円×請求項数)/年(1~3年まで)

技術評価書
42,000円+1請求項につき1,000円

